

15. 20

不適法な出願書類等に係る手続の却下の
取扱い

不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする（特18条の2第1項^{*1}）。

また、却下しようとするときは、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない（特18条の2第2項^{*1}）。

不適法な出願書類等に係る手続の却下については、次のとおり取り扱う。

なお、この取扱いに当たっては、下記事項に充分留意するものとする。

- （１）基準の運用に当たっては、当該出願書類等を総合的に検討し客観的に手続者の合理的意思を判断するよう努めるものとする。**
- （２）形式的には以下に掲げる却下事項に該当する場合であっても、個別具体的な事例においては、必要に応じた取扱いを行うことにより、関係法令の適正かつ妥当な運用を図るものとする。**

1. 出願手続の却下

願書及びその添付書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、特許法第18条の2第1項の規定により却下するものとする（商標法第5条の2第1項各号に該当するときは、同条第2項の規定により補完をすべきことを命じ、指定された期間内にその補完をしないときは、同条第5項の規定により却下するものとする。）。

（共通事項）

- （１）いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。
- （２）出願人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載されていない書面をもって出願をしたとき（願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。）。（特36条1項1号、実5条1項1号、意6条1項1号、特例施規2条）
- （３）日本語で書かれていない書面をもって出願をしたとき（特許法第36条の2第1項に規定する外国語書面及び外国語要約書面を除く。）。（特施規2条1項^{*2}）
- （４）在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して出願をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで出願をしたとき。（特8条1項^{*3}）
- （５）原出願の出願人以外の者が、分割・変更に係る出願又は補正却下後の新出願をしたとき（代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人によ

る手続であって、出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）。

※4

(6) 分割・変更に係る出願又は補正却下後の新出願において、原出願が共同出願の場合で、原出願の出願人全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。※4

(7) 出願をすることができる時又は期間が特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により定められている場合において、その時又は期間外に出願をしたとき。※5（実用新案登録に基づく特許出願においては特許法第46条の2第3項の規定が適用される場合、特許権の存続期間の延長登録出願においては特許法施行令第4条ただし書の規定が適用される場合、及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願においては商標法第65条の3第3項の規定が適用される場合を除く。）

(特許出願)

(8) 明細書及び特許請求の範囲を添付しないで特許出願をしたとき又は明細書及び特許請求の範囲に記載すべきものとされる事項を記載した書面を添付しないで外国語書面出願をしたとき。（特36条2項、36条の2第1項）

(9) 英語以外の外国語で記載された外国語書面を添付して外国語書面出願をしたとき。（特36条の2第1項、特施規25条の4）

(実用新案登録に基づく特許出願)

(10) 実用新案権の設定の登録がなされていない実用新案登録出願又は実用新案権が消滅した実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。（特46条の2第1項）

(11) 実用新案登録に基づく特許出願の際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされていない又は当該申請が却下になった実用新案登録を基礎として実用新案登録に基づく特許出願をしたとき。ただし、この場合において、当該出願に対する却下の処分を行おうとする際に、実用新案権の放棄による登録の抹消の申請がなされているときは、却下の処分は行わない。（特46条の2第1項）

(特許権の存続期間の延長登録出願)

(12) 特許番号が記載されていない書面をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき（願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。）。（特67条の2第1項2号）

(13) 特許法第67条第2項の政令で定める処分の内容が記載されていない書面（延長の理由を記載した資料が添付されているときを除く。）をもって特許権の存続期間の延長登録出願をしたとき。（特67条の2第1項4号）

(実用新案登録出願)

(14) 明細書及び実用新案登録請求の範囲を添付しないで実用新案登録出願をしたとき。（実5条2項）

(意匠登録出願)

(15) 図面を添付しないで意匠登録出願をしたとき。(意匠法第6条第2項により図面に代えて写真、ひな形又は見本を提出するときを除く。)(意6条1項、2項)

(16) 意匠に係る物品を記載しない書面をもって意匠登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から特定できるときを除く。)(意6条1項3号)

(商標登録出願)

(17) 団体商標登録出願において、商標法第7条第1項に規定する一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)又はこれらに相当する外国の法人以外の者が出願をしたとき(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)(商7条1項)

(18) 地域団体商標登録出願において、商標法第7条の2第1項に規定する「組合等」以外の者(個人、会社等)が出願をしたとき(願書に添付された書面全体から出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)(商7条の2第1項)

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願)(→ [35. 60](#))

(19) 防護標章登録の登録番号を記載しないで防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願をしたとき(願書に添付された書面全体から当該登録番号が特定できるときを除く。)(商65条の3第1項2号)

2. 願書以外の出願書類の却下

願書以外の出願書類が、次に掲げる事項に該当する場合には、特許法第18条の2第1項の規定により却下するものとする。

(1) 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき。

(2) 手続をする者の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載されていない書面(刊行物等提出書を除く。)をもって手続をしたとき(添付された書面全体から特定できるときを除く。)

(3) 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき(手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。)

(4) 出願人以外の者が手続をしたとき(代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合又は他人による出願審査請求等を除く。)

(5) 査定謄本の送達後又は出願却下^{※6}^{※7}の処分の謄本の送達後に、意見書、物件提出書、又は特徴記載書を提出したとき。

(6) 特許法第18条の2第1項^{※1}の規定により却下された出願について手続をしたとき、出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は出願について拒絶査定が確定(審決の確定による場合を含む。)し、若しくは設定の登録がされた後に手続をしたとき(設定の登録後にした代理人選任等の届出、包括委任状の援用の制限の届出、情報の

- 提供、受託番号の変更の届出、実用新案技術評価の請求、及び秘密意匠期間の変更の請求を除く。))。
- (7) 手続却下^{※6}又は出願却下^{※7}の処分 of 膳本の送達後(同日含む)に当該手続又は出願に対し手続補正書等を提出したとき(弁明等により手続却下の膳本の送達前の提出であることを証明した場合を除く。)(→ [43.21](#))
- (8) 外国語書面出願又は外国語特許出願のいずれでもない出願(外国語書面出願又は外国語特許出願をもとにした日本語による分割出願を含む。)に誤訳訂正書を提出したとき。(特36条の2、17条の2第2項、184条の4、184条の12第2項)
- (9) 一の手続をもって足りる手続(外国語書面出願の翻訳文(特36条の2第2項)、出願審査請求書(特48条の3)等)が重ねて行われたとき。
- (10) 法定期間若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間満了後に延長を請求したとき。(特4条^{※8}、5条^{※9}、意17条の4^{※10})
- (11) 外国語書面出願において、特許法第36条の2第2項に規定する翻訳文を同項に規定する期間経過後に提出したとき(同法第36条の2第4項の規定が適用され、同条第5項の規定により同条第2項に規定する期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。))。
- (12) 外国語特許出願(外国語実用新案登録出願)において、特許法第184条の4第1項(実48条の4第1項)に規定する明細書の翻訳文並びに特許法第184条の4第1項及び第2項(実48条の4第1項及び第2項)に規定する請求の範囲の翻訳文を国内書面提出期間(国内書面提出期間の満了前2月から満了の日までに国内書面の提出があった場合は、翻訳文提出特例期間。以下同じ。)経過後に提出したとき(特許法第184条の4第4項(実48条の4第4項)の規定が適用され、特許法第184条の4第5項(実48条の4第5項)の規定により国内書面提出期間が満了する時に提出されたものとみなす場合を除く。))。
- (13) 実用新案法第6条の2の規定による補正を命じた場合において、その指定した期間の経過後に明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をしたとき。
- (14) 実用新案登録を無効にすべき旨の審決(実用新案法第41条において準用する特許法第125条ただし書に規定する特許法第123条第1項第7号(実用新案登録の後に権利享有できない者になったとき)に基づく無効に該当する場合を除く。)が確定した後に、実用新案技術評価の請求がなされたとき。(実12条2項)
- (15) 実用新案登録に基づく特許出願がされた後に、その基礎とされた実用新案登録に実用新案技術評価の請求がなされたとき。(実12条3項)
- (16) 意匠法第6条第2項の規定によるひな形又は見本を提出した日が、意匠登録出願を電子情報処理組織を使用して提出した日と同日でないとき。(特例施規19条、20条)

(17) 手続が以下に該当するとき。

ア. 手続補正書（誤訳訂正書、手続補完書）に補正の内容（訂正の内容、補完の内容）の記載がないとき（補正方法（訂正方法）が「削除」のときを除く。）又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限る。）。

イ. 意見書に意見の内容の記載がないとき。

ウ. 翻訳文提出書に翻訳文が添付されていないとき。

エ. 物件の提出を目的とする手続（優先権証明書提出書等）に物件が添付されていないとき。

オ. 代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。

カ. 出願人名義変更届が、以下に該当するとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。

a. 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき。

b. 特許を受ける権利の帰属について訴訟が係属中であることを特許庁が知り得た後になされた手続であって、当該手続に係る者（出願人名義変更届の譲渡人、出願取下書の出願人等）が判決又はこれと同一の効力を有する和解調書等により正当な出願人（正当に特許を受ける権利を承継している者）でないことが判明したとき。

c. 団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、商標法第7条第1項に規定する一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く）又はこれらに相当する外国の法人以外の者であるとき。

d. 地域団体商標登録出願に提出された出願人名義変更届の承継人が、商標法第7条の2第1項に規定する「組合等」以外の者（個人、会社等）であるとき。

キ. 代理人受任の届出書に受任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。

ク. 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）の届出書に選任した代理人の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができるときを除く。）。

ケ. 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき。

コ. 特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき。

サ. 手続補足書に補足の内容の記載がないとき、又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限る。）。

シ. 受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき。

- ス. 特許法第67条の2の2第1項の書面に出願をしようとする者の氏名又は名称、特許番号又は第67条第2項の政令で定める処分の記載がないとき（手続書面全体から特定することができるものを除く。）。
- (18) 手数料の補正のみをする手続補正書が、次に該当するとき。
- ア. 予納を利用する場合
- a. 予納台帳番号が記載されていないとき。
- b. 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
- c. 予納台帳の残高が不足することにより、見込額から手数料の納付に充てることが全くできないとき。
- イ. 特許印紙により納付する場合
- 特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき。
- ウ. 現金（電子現金）により納付する場合
- 納付の事実が存在しない又は使用済み若しくは返還済みのとき。
- エ. 口座振替により納付する場合
- a. 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき。
- b. 手続をする者（代理人によるときはその代理人）が手続補正書に記載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
- c. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき。
- (19) 意匠登録出願と同時でない又は設定登録料納付と同時でないときに意匠を秘密にすることの請求をしたとき。（意14条）
- (20) 共同で行わなければならない手続において、出願人全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。（特14条^{*3}）
- (21) 出願公開の請求をする場合において、次に該当するとき。
- ア. 出願公開請求書の提出以前に、出願公開されているとき。（特64条の2第1項1号）
- イ. パリ条約による優先権等の主張を伴う出願でその証明書が提出されていないとき。（特64条の2第1項2号）
- ウ. 外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていないとき。（特64条の2第1項3号）
- ただし、上記イ. 又はウ. の場合において、却下の処分を行おうとする際に証明書又は翻訳文が提出されているときは、却下の処分は行わない。
- (22) 出願審査請求手数料の返還請求をする場合において、次に該当するとき。
- ア. 出願が放棄され又は取り下げられた日から6月を経過した後に返還請

- 求をしたとき。(特195条10項)
- イ. 出願審査請求手数料の納付に係る手続をした者以外の者が返還請求をしたとき(代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。)(特195条9項)
- ウ. 出願審査請求手数料を完納していない事件について返還請求をしたとき。
- エ. 審査の通知等に係る書類の到達後に出願の放棄又は取り下げがなされた事件について返還請求をしたとき。(特195条9項1号から4号まで)
- (23) 回復理由書が次に該当するとき。
- ア. 救済手続期間^{注1}外に提出されたとき。(特施規25条の7第4項、38条の2第2項^{※11}、69条の2第1項、実施規21条の4第1項、意施規18条の4第1項、商施規2条9項、10条2項、20条2項)
- イ. 回復の理由の記載がされていないとき。
- ウ. 回復対象となる手続が提出されないとき。
- エ. 回復対象となる手続をすることができる者以外の者が手続をしたとき。
- (24) 1. 出願手続の却下の(3)、(4)及び(7)は、願書以外の出願書類に準用する。この場合において、1.(4)については、在外者である国際特許出願人が国内処理基準時までには手続をする場合(特184条の11第1項^{※12})又は特許管理人を有する在外者が日本に滞在している場合(特施令1条^{※13})は、適用しない。

(改訂平成24・4)

※¹ 特18条の2第1項、2項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項、特例法41条2項、現金手続省令8条において準用

※² 特施規2条1項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

※³ 特8条1項、14条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項において準用

※⁴ 特44条1項(実11条1項において準用)、特46条1項、2項、実10条1項、2項、意10条の2第1項、13条1項、2項、17条の3第1項(商17条の2第1項(商68条2項において準用)において準用)、商10条1項、11条1項、2項、3項、12条1項、65条1項、68条1項、平成10年改正前意10条の2第1項、11条1項、12条1項、2項、13条1項、2項、17条の3第1項

※⁵ 特44条1項(実11条1項において準用)、特44条5項、6項、46条1項から3項、46条の2第1項、3項、67条の2第3項、67条の2の2第2項、実10条1項、2項、6項、7項、意10条の2第1項、13条1項から3項、17条の3第1項(商17条の2第1項(商68条2項において準用)において準用)、意17条の4

第1項（商17条の2第2項（商68条2項において準用）において準用）、商10条1項、11条4項、12条2項、商65条2項、65条の3第2項、3項、平成10年改正前意10条の2第1項、11条1項、12条3項、13条1項から3項、17条の3第1項、特施令4条

※⁶ 特18条1項（意68条2項、商77条2項、商附則27条2項、特例法41条2項、現金手続省令8条において準用）、実2条の3

※⁷ 特18条2項、184条の5第3項（実48条の5第3項において準用）

※⁸ 特4条：実14条の2第5項、39条の2第4項、45条2項、54条の2第5項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項において準用

※⁹ 特5条：実2条の5第1項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項において準用

※¹⁰ 意17条の4：商17条の2第2項において準用

注¹ 所定の期間内に手続をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から2月以内に所定の期間の経過後1年（商標に関しては6月）以内（特36条の2第4項、112条の2第1項、184条の4第4項、実33条の2第1項、48条の4第4項、意44条の2第1項、商21条第1項、65条の3第3項、商附則3条3項（商附則23条において準用））。

※¹¹ 特施規38条の2第2項：実施規23条3項において準用

※¹² 特184条の11第1項：実48条の15第2項において準用

※¹³ 特施令1条：実施令4条1項、意施令、商施令3条1項において準用